

市町村合併に伴う騒音に係る環境基準の類型を 当てはめる地域等の指定について

平成 18 年 2 月 13 日
生活環境部環境保全領域
大気環境グループ

1 市町村合併における指定地域等について

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域等（以下「指定地域等」という。）については、市町村の土地利用等を勘案し、都市計画法による用途地域（以下「用途地域」という。）や字名にて指定している。

指定地域等の見直しは、地域の土地利用状況の変化等から概ね 5 年を目安に行っているが、平成 17 年 10 月から平成 18 年 3 月にかけて市町村合併が行われているため、新市町における指定地域等について見直しを行ったものである。

2 合併市町における指定地域等について

次の指定地域等について見直しを行った。

- (1) 環境基本法第 16 条に基づく騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域
- (2) 騒音規制法第 3 条に基づく指定地域
- (3) 福島県生活環境の保全等に関する条例第 84 条に基づく深夜騒音規制地域
- (4) 振動規制法第 3 条に基づく指定地域
- (5) 悪臭防止法第 3 条に基づく規制地域

3 新市町の指定地域等の見直しについて

指定地域等は、原則として用途地域に基づいて行うこととしているため、構成旧市町村の意見を聴き、新市町における用途地域に基づいて見直しを行い指定した。

4 新市町の指定地域等について

新市町の指定地域等は次のとおりである。

新市町名	構成旧市町村名	指定地域等の 見直し結果	指定地域等が拡 大された法令等	県報 告示日	合併日
会津美里町	会津高田町 1 会津本郷町 2 新鶴村	拡大 3	騒音規制法 悪臭防止法	H17.10.1	H17.10.1
会津若松市	会津若松市 河東町	拡大	環境基準 深夜騒音規制	H17.11.1	H17.11.1
白河市	白河市 表郷村 大信村 東村	変更無し	-	-	H17.11.7
二本松市	二本松市 安達町 岩代町 東和町	変更無し	-	-	H17.12.1

南相馬市	原町市 鹿島町 小高町	拡大	環境基準 騒音規制法 深夜騒音規制 振動規制法 悪臭防止法	H17.12.27 H18.1.1	 H18.1.1
伊達市	伊達町 梁川町 保原町 霊山町 月舘町	変更無し	-	-	H18.1.1
喜多方市	喜多方市 塩川町 山都町 高郷村 熱塩加納村	拡大	環境基準 騒音規制法 深夜騒音規制 振動規制法	H18.1.4	H18.1.4

平成 18 年 3 月 20 日合併予定の南会津町(田島町、舘岩村、伊南村、南郷村)は、現在、構成町村に指定地域等の指定が無く、合併後も指定しない方針。

- 1 従前より、指定地域等を有していた旧市町。
- 2 既に指定されていた用途地域が、今回の見直しにより新たに指定地域等とされた旧町。
- 3 2 により合併後に指定地域の範囲が拡大されたもの。

(1)騒音に係る環境基準について(平成 10 年 9 月 30 日環告第 64 号)

環境基本法第 16 条の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）が定められている。

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに基準値が定められ、各類型を当てはめる地域は都道府県知事が指定する。

(2)騒音規制法に基づく指定地域

（第 3 条）

都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

(3)福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく深夜騒音規制地域

（第 84 条）

知事は、飲食店営業その他の営業であって規則で定めるものに係る深夜における騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、当該騒音について規制する地域として指定することができる。

(4)振動規制法に基づく指定地域

（第 3 条）

都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならない。

(5)悪臭防止法に基づく規制地域

（第 3 条）

都道府県知事は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として指定しなければならない。